

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第六十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （現行のとおり） （経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成三十三年十二月十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(二)の款アの項の表及び同款イの項(ア)から(エ)までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から6まで （現行のとおり）</p> <p>附則別表 （現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十八年十二月十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(二)の款アの項の表及び同款イの項(ア)から(エ)までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から6まで （略）</p> <p>附則別表 （略）</p>